

第5章 手数料

第1節 日本国特許庁(本国官庁)へ納付する手数料

[議8条(1)、法68条の2第5項、法76条、手数料令3条の2、4条]

1. 国際登録出願

- (1) 国際登録出願 (MM2書面による出願) 一件につき9,000円
- (2) 国際登録出願 (Madrid e-Filingによる出願):
一件につき9,000円に相当する額をスイス通貨により納付
(2024年5月現在:54スイスフラン)

2. 特許庁に手続をした場合に必要な手数料

- (1) 事後指定 一件につき4,200円
- (2) 国際登録の存続期間の更新の申請 一件につき4,200円
- (3) 国際登録の名義人の変更の記録の請求 一件につき4,200円

3. 納付方法

以下の(1)または(2)のいずれかの方法により手数料を納付します。

なお、Madrid e-Filingによる国際登録出願の場合は、WIPO国際事務局へ納付する国際手数料と併せて、Madrid e-Filing上で納付手続を行います。操作方法については、特許庁ホームページに掲載の「Madrid e-Filingユーザーガイド」を参照してください。

- (1) 紙による納付手続の場合、特許庁に納付する手数料の納付手続には、特許印紙のほか、現金納付、電子現金納付、特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます(収入印紙は使用できません)。

手数料納付書を作成し、出願人(名義人)の氏名(名称)、基礎出願番号又は基礎登録番号、国際登録番号(既に国際登録されている場合のみ)、書類記号、及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。手数料納付書の記載例は、各手続の「日本国特許庁の手数料」に関する頁を参照ください。

(注) 現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。

(注) 電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

(注) 特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

(注) 予納による納付及び口座振替納付は本件手続には適用されません。

(2) 電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、予納、電子現金納付、口座振替、指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により願書【MM2】等の手続書面を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

第2節 国際事務局へ納付する国際手数料

国際登録出願に必要な国際手数料は、あらかじめ国際事務局へ納付しなければなりません。国際事務局へ納付する全ての支払は、スイス通貨により行います。

[議8条(2)、規則35(1)]

1. 国際登録出願

(1) 基本手数料

① 標章が色彩付きでない場合 **653スイスフラン**

② 標章が色彩付きである場合 **903スイスフラン**

(注) 標章の複製が白黒(グレーを含む)である場合、【MM2】第8欄「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」の有無にかかわらず、基本手数料**653スイスフラン**が適用されます。

(2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)

一指定国ごとに **100スイスフラン**

(3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定した場合)

標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに **100スイスフラン**

(注) 追加手数料は、個別手数料とは異なり、全ての指定締約国に対して商品(役務)の区分の数が限定されているとしても、限定された区分の数では無く、【MM2】第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分数に応じて計算します。

(4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)

※キューバ、ブラジルは個別手数料の二段階納付制をとっています。これらの国を指定する国際登録出願に関しては、国際登録出願時に個別手数料のうち第一の部分、各

指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要になります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、御注意ください。個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、上記の付加手数料、追加手数料の支払は不要です。

(注)個別手数料は為替変動等により変更される場合があります。

個別手数料に関する情報は、WIPOのホームページ(*)に掲載されています。

(*https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

⇒国際登録出願に関して支払うべき手数料の額は、本国官庁の受理日に有効な手数料が適用された額となります。 [規則34(7)]

例えば、国際登録出願手数料の計算例として、商標は白黒で、日本から「フランス(個別手数料なし)」、「ドイツ(個別手数料なし)」、「米国(個別手数料設定)」を指定し、ともに分類を4区分として国際登録出願する場合、次のとおりとなります。

①基本手数料	653CHF(白黒料金)
+②付加手数料	100CHF×2国(個別手数料国を除くフランス、ドイツ分)
+③追加手数料	100CHF×1区分(3区分を超える部分)
+④個別手数料	460CHF×4区分(米国分)
=手数料支払総額	2,793CHF

2. 事後指定

- (1) 基本手数料 300スイスフラン
- (2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)
- 一指定国ごとに 100スイスフラン
- (3) 個別手数料(付加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)
- ※キューバ、ブラジルは個別手数料の二段階納付制をとっています。これらの国を指定する国際登録出願に関しては、事後指定時に個別手数料のうち第一の部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二の部分の支払が必要になります。個別手数料の第二の部分の支払が指定期間内になされない場合には、各指定国にかかる国際登録が取り消されてしまいますので、御注意ください。

3. 国際登録の存続期間の更新の申請

- (1) 基本手数料 653スイスフラン
- (注)6ヶ月間の猶予期間に手続した場合の追加手数料 326.50スイスフラン

(2) 付加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

一指定国ごとに 100スイスフラン

(3) 追加手数料(個別手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに 100スイスフラン

(4) 個別手数料(付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合:各国ごとに定める額)

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求

(1) 国際登録の全部移転の場合 177スイスフラン

(2) 国際登録の一部(商品及び役務の一部又は指定国の一部)移転の場合
177スイスフラン

5. 国際事務局への支払手数料の計算方法

国際登録出願、事後指定及び存続期間の更新申請に関する国際事務局へ支払う手数料の算出方法として、手数料自動計算システムがWIPOのホームページに掲載されており、無料(通信回線料及びプロバイダー接続料は除く)で利用することができます。同システムは商標権の取得を希望する指定国、指定区分等を入力することにより必要な支払額が表示されます。

「WIPOホームページ:Fee Calculator <https://madrid.wipo.int/feecalapp/>」

6. 国際事務局への支払方法

(1) 手数料の納付方法

国際事務局に納付する国際手数料は、スイスフランにより国際事務局に直接支払わなければならない、WIPOにより公表されている支払方法は次のとおりです。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

②銀行振込

振込先銀行名: Credit Suisse

銀行の所在地: CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND

受取人の名称: WIPO

受取人の住所: 34, chemin des Colombettes, CH-1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号 : CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT/BIC code²: CRESCHZZ80A

③郵便口座への支払

④クレジットカード(※特定の手続に際してのみ利用可能。後掲(2)④を参照。)

(2)留意点

上記(1)については下記の点について留意してください。

①WIPOに設けた支払者(出願人等)の口座からの引き落とし

口座を開設する方法は、以下のWIPOホームページで確認の上、詳細はWIPOにお問い合わせください。

「WIPOホームページ: <https://www3.wipo.int/currentaccount/public/index.xhtml>」

WIPO: Finance Department - Income Section

Add: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland

Tel: 41-22-338 9111

②銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続ですが、銀行間における外国送金に伴う送金方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行に確認してください。

なお、外国送金依頼書中の「受取人への連絡事項」の欄には、送金目的、基礎出願(登録)の番号又は国際登録番号、出願人(名義人)の氏名又は名称、商標名を記載し、「送金目的」の欄には、国際登録出願等手数料の支払の旨を必ず記載してください。

また、詳細は、下記「7. 外国送金における留意点」を参照してください。

③郵便口座への支払

欧州圏内のみ利用が可能となっていますので、日本からは利用できません。

④クレジットカード

オンラインによる事後指定、更新手続又は手数料不足に伴う国際事務局からの欠陥通報に対する手数料の電子納付等の際に利用可能です。

7. 外国送金における留意点

(1)送金通貨

² SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code:銀行間通信用コード

スイスフラン建てで送金してください。

(2) 外国送金依頼書の留意点 【参考資料3】「外国送金依頼書 兼 告知書 記載見本」参照

①「受取人への連絡事項」欄(銀行により若干記載表現が異なります)

銀行により連絡できるメッセージ数に制限がありますが、可能な限りたくさんのメッセージを英語で記載してください。また、メッセージは適宜省略形を使用することも可能です。

< 国際登録番号付与前 >

- ・送金目的(マドプロ出願:EN)

(国際事務局は二文字コード「EN」により記載することを推奨しています。)

- ・基礎出願(基礎登録)の番号(1つのみ)

- ・出願人の氏名又は名称(1名のみ)

- ・商標名(文字商標の場合)

※メッセージ数に制限があるため上記の順に可能な限り記載してください。

※本欄により国際事務局は、国際登録出願の入金の照合及び確認を行うため

必ず正確に記載してください。また、仮に誤った情報を記載した場合には、

「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からその旨伝えておくこともご検討ください。

< 国際登録番号付与後 >

- ・送金目的(事後指定(EX)、名義変更(TR)、更新申請(RE)等)

(2文字コード: https://www.wipo.int/finance/en/transaction_codes.html)

- ・国際登録番号

- ・名義人の氏名又は名称(1名のみ)

※本欄により国際事務局は、国際登録の入金の照合及び確認を行うため必ず

正確に記載してください。また、仮に誤った情報を記載した場合には、

「Contact Madrid (<https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>)」からその旨伝えておくこともご検討ください。

②「送金目的」欄

「国際登録出願の手数料の支払」の旨を記載してください。

③「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますが、ローマ字記載がされていない場合には送付されませんので御注意ください。

(3) その他の留意点

※電信で送信した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料等、1回の送金で数千円が必要ですので御注意ください。なお、振込先(国際事務局)銀行分の

手数料の支払いは不要ですが、経由銀行等で手数料が発生する場合には送金者が負担してください。詳細は、御利用になる金融機関にお問い合わせください。

※送金者に対して、国際事務局より約10日前後で支払の受領書(Receipt)が送付されます。

第3節 指定締約国が受領する手数料

出願人(名義人)が本国官庁手続として、指定締約国へ直接納付することはありませんが、付加手数料に代えて個別手数料の受領を宣言している締約国を指定した場合は、当該締約国が宣言している額を国際事務局に支払わなければなりません。

なお、個別手数料の支払は国際登録出願時、事後指定時及び存続期間の更新申請時に個別手数料の支払を宣言している締約国を指定する又は更新する際に発生します。

第4節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 国際出願手数料

国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

国際出願が国際登録前に放棄されたものとみなされた場合 [規則11(5)、規則12(8)]

2. 事後指定手数料

国際事務局は、納付された基本手数料の半額並びに付加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

事後指定が国際登録簿への記録の前に放棄されたものとみなされた場合
[規則24(5)(b)]

3. 更新申請手数料

国際事務局は、納付された基本手数料、付加手数料、追加手数料及び個別手数料を次の場合に限り支払者に返還します。

更新手数料の満額が支払われず、更新を抹消した場合 [規則30(3)(b)、(c)]

4. 国際登録の名義人の変更の記録の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の変更の記録の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の変更の記録の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

5. 国際登録の商品及び役務の減縮の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の商品及び役務の減縮の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の商品及び役務の減縮の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

6. 国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の氏名(名称)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

7. 国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料

国際事務局は、納付された国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求料の半額を次の場合に限り支払者に返還します。

国際登録の名義人の住所(居所)変更の請求が放棄されたものとみなされた場合
[規則26(2)]

第5節 過誤納による手数料の返還

1. 日本国特許庁に対する返還請求

(1) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還します。 [法第76条第7項]

- ① 国際登録出願手数料
- ② 事後指定手数料
- ③ 更新申請手数料
- ④ 名義人変更の記録の請求手数料

(2) 返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。

(注) 手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は請求できません。

[法第76条第8項]

2. 国際事務局に対する返還請求

- (1) 原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。
- (2) 金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。
- (3) 返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。
- (4) 返還の請求は、国際事務局のウェブ上にある以下フォームを利用して行うことができます。

WIPO Home > Paying for IP Services > Refund

<https://www3.wipo.int/finance/refund/>

Refund Request Form

Please select the type of operation that you would like to carry out.

Refund details

Type of operation (required)	<input type="radio"/> Refund <input type="radio"/> Cancellation <input type="radio"/> Closing my Current Account
Amount to be refunded	<input type="text" value="numbers only"/>

Bank account holder details

(Reimbursement will be issued to original payer only)

Name (required)	<input type="text"/>
Address (required)	line 1 <input type="text"/>
	line 2 <input type="text"/>
Postal code (required)	<input type="text"/>
City (required)	<input type="text"/>
State	<input type="text"/>
Country (required)	Country <input type="text" value="Country"/>
Email address (required)	<input type="text"/>